平成２８年（フ）第１６２７号
大阪市生野区舎利寺１丁目11番２号　フローラ仙水501
債務者　真砂　紀子
1　決定年月日時　平成28年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１６３０号
大阪市生野区巽中３丁目14番11号ＳＯＡピアレス505号
債務者　梁　　和春
1　決定年月日時　平成28年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１６３１号
大阪市住吉区南住吉１丁目２番25―303号
債務者　北　二三子
1　決定年月日時　平成28年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５４１号
大阪府泉南市樽井７丁目29番13号
債務者　久保　　勉
1　決定年月日時　平成28年４月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月15日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第７３号
大阪府岸和田市額原町262―１―106弘田方、住民票上の住所大阪府和泉市伯太町３丁目４番12号ヒルトップハウス201
債務者　岸田　和仁
1　決定年月日時　平成28年４月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月15日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第１０２号
大阪府泉大津市要池住宅７番101号、前住所大阪府泉佐野市松原２丁目５番33号やすらぎ荘101
債務者　山本　彩菜（旧姓浦底・中）
1　決定年月日時　平成28年４月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月15日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第１０５号
大阪府貝塚市森824番地２棟701号
債務者　北垣　勝子
1　決定年月日時　平成28年４月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月15日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第１１０号
大阪府岸和田市加守町１丁目５番１―4307号
債務者　若林　洋子
1　決定年月日時　平成28年４月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月15日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第１２７号
大阪府阪南市石田1046番地の５
債務者　和田まり子（旧姓長野）
1　決定年月日時　平成28年４月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月15日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第１３４号
大阪府岸和田市小松里町2116番地シャトレー小松里４階Ａ号（前住所）大阪府岸和田市下松町２丁目５番23―601号、前々住所神奈川県相模原市中央区相模原３丁目４番２―1102号
債務者　石橋　美和
1　決定年月日時　平成28年４月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月15日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第１３６号
大阪府貝塚市王子892番地２棟603号
債務者　桶谷　　孝
1　決定年月日時　平成28年４月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月15日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第１３７号
大阪府貝塚市王子892番地２棟603号
債務者　桶谷　康太
1　決定年月日時　平成28年４月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月15日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第１７５号
大阪府泉佐野市南中安松1315番地の10
債務者　川﨑　秀子
1　決定年月日時　平成28年４月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月15日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第１８３号
北九州市八幡西区東鳴水２丁目13番26号
債務者　八波　裕二
1　決定年月日時　平成28年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第１８６号
福岡県中間市岩瀬３丁目12番３号
債務者　園田真由子
1　決定年月日時　平成28年４月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第１９８号
北九州市小倉北区三郎丸３丁目12番16―402号
債務者　藤永　哲太
1　決定年月日時　平成28年４月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第２０２号
北九州市小倉北区中井１丁目11番11―402号
債務者　前原　理恵（旧姓酒井）
1　決定年月日時　平成28年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第２０４号
北九州市小倉南区横代北町４丁目13番28号(201)
債務者　丸田　美紀
1　決定年月日時　平成28年４月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部